

参議院通信委員会會議録第二十五号

昭和三十九年五月二十六日(火曜日)

午前十時四十三分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君
野上 元君

郡 祐一君
白井 勇君
最上 英子君
谷村 貞治君
安井 謙君
永岡 光治君
横川 正市君
白木義一郎君
須藤 五郎君

國務大臣

郵政大臣

郵政事務次官

郵政大臣官房長

電気通信監理官

電気通信監理官

郵政省電波
監理局長

事務局側

説明員

古池 信三君
金丸 信君
武田 功君
山田 一郎君
野口 謙也君
宮川 岸雄君
倉沢 岩雄君
大橋 八郎君
金光 昭君

日本電信電話
公社営業局長 千代 健君

本日の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事野上元君委員長席に着く〕

○理事(野上元君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

本日、委員長所用のため欠席されましたので、私が委員長の委託を受けて、委員長の職務を代行いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、前回すでに終局いたしました。

これより直ちに討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。〔なし〕と呼ぶ者あり

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(野上元君) 異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

電波法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(野上元君) 多数と認めます。よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(野上元君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(野上元君) 次に、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)を議題といたします。

本案は、去る四月十六日、本付託となっており、

政府から提案理由の説明を聴取いたします。古池郵政大臣。

○國務大臣(古池信三君) ただいま議題になりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の理由について御説明申し上げます。

日本電信電話公社の行なう公衆電気通信業務の一部につきましては、その内容等において必要があるときは、公衆電気通信法の規定に従い他に委託して行なうことがあります。この公社の委託を受けて行なう公衆電気通信業務は、公社の行なう公衆電気通信業務と一体となって運営されなければならないものであり、また、その公益性を確保するため、その経営がいたずらに投機の対象となることなく安定して行な

われる必要があるものであります。公社の行なう公衆電気通信業務の運営と特に密接に関連する事業につきましても同様のことが言えるのであります。

このような理由により、公社がこれらの事業に投資することにより、よりよき公社業務の運営に資することが肝要と考え、日本電信電話公社法に新たな一条を追加し、公社がこれらの事業に投資できる道を開こうとするものであります。

法案のおもな内容を申し上げますと、公社は、公社の委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができるようになり、

なお、この事業の範囲は、政令で定めることになっております。

また、実際に投資するにあたっては、予算で定めるところに従い、かつ、郵政大臣の認可を受けることになっております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○理事(野上元君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑を行ないます。質疑のある方は、順次、御発言をお願いします。

○鈴木恭一君 ただいま提案になって

おります日本電信電話公社法の一部を改正する法律案は、提案理由ですべての改正と存するものであります。ものが、簡単に一、二質問を申し上げたいと思います。

お話をいたしましたとおり、今日、電電公社といたしましたのは、郵政大臣の認可を得て、公衆電気通信業務の一部を他に委託することができるとのことですが、投資の問題については、非常に幅が狭められておられ、国際電信電話株式会社の株を保有することができるといふことにとどまっております。

今回、それを拡張されようとするのでありますが、これに對しましては、いろいろ、公社法の第一條をもつて見ましても、また、電波法の第四條を見ましても、国内公衆通信はすべてこれを電電公社において行なうのだというふうな意味からして、こういう投資の範囲を拡大するということは一元的運営を阻害するのではないかと、こういうような意見もあるようでございます。

そこで、私は、むしろ、こういうことをすることによって一元的運営ということがいよいよ強化されるのだというふうにも考えられるのであります。この点に對する根本的な考え方に對して、この際、大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(古池信三君) 御指摘のように、わが国の公衆電気通信につきましては、国内に關する限り、日本電信電話公社が一本になってそれを実行す

るたてまえになつておるわけでござい
ます。しかしながら、特に事情があり
まして、特別例外の場合には、やはり
他に委託することもあり得るのでござ
いまして、しかし、あくまでもこれは
例外の場合に限るわけであります。し
たがって、かような場合に、他にその
業務の一部を委託しましたとしても、
全体の制度の精神、趣旨というものを
そこなうわけではございません。あく
までも公社が中心になり、これが一本
になつて国内の公衆電気通信を實行し
ていく、そのたてまえは変更しないも
のと考へております。

○鈴木泰一君 まさに私もそうであ
うと思うのでございますが、今日まで
ずっと、この投資というようなことに
對しては消極的であつたのでありま
す。今回踏み切られたわけでございま
すが、これは、国鉄とか専売公社にも
同じような規定があるわけでございま
すが、今日までそういうような状態であ
つたのは、どういうわけでそれが消
極的であつたわけでございませうか。

○政府委員(島山一郎君) 国鉄及び専
売には、御指摘のとおり、従前から投
資に関する規定がございしますが、専売
につきましては、現実に投資した例は
ございせん。国鉄につきましては、
相当額の投資が現実に行なわれており
ます。電電公社につきましては、国際
電電に對する投資以外には、さしあた
り現実の必要がございせんでしたの
で、そのまま法律上の措置をしなかつ
たわけでございしますが、このたび、い
ままで公社の手が及びませんでした海
上の無線電話につきまして急速に拡充
する必要が起りまして、それに対応
する業務を行なつております日本船舶

通信株式会社に對して投資をする必要
が起りましたので、このような投資
条項の新設につきまして御審議をお願
いいたしたわけでございします。

○鈴木泰一君 いや、私が言つてい
るのは、その点もわかつておるのであ
りますが、そういう点について必要ない
のだというふうなお考えが從來あつた
のか。いろいろ、見れば、こういうふ
うな仕事に投資できると、こう言われ
ておるのでありますが、こういうふう
な仕事というものは從來もあつたわけ
でございしますね。ところが、これまで
そういうことをしなかつたということ
についてお尋ねしてゐるのです。

○政府委員(島山一郎君) 従前、お説
のとおり、公社の委託を受けて公衆電
気通信業務を行なつておりますような
事業、あるいは公社の業務に密接な関
連のあります事業はございしましたけ
れども、現実に投資する必要が起らな
かつたということではないかと思いま
す。

○鈴木泰一君 おそらく、委託はでき
るのだけれども、現実に投資してまで
やる必要はないのだ、しかし、今日そ
ういう状況が参つた、こう了解いたし
ます。

そこで、この投資条項がきまるわけ
ですけれども、ただいま大臣が言われ
ましたように、乱に流れてはいけな
い、いろいろ制約をしていかなければ
ならないのだというやうなことで、私
もそうだろうと思つておりますが、
これにはどういふ配慮をなされてお
りますか。

○政府委員(島山一郎君) この法律案
の規定におきまして、乱に流れないよ
うにいろいろの制約規定を置いており

ます。もちろん公社法の中でございま
すので、公社法の第一条の目的を達成
するために必要であるということが根
本の考え方になると思ひますが、手続
的なものといつたしましては、事業の範
囲を政令で定めるといふこと、それか
ら予算で御審議をお願いして、次に郵
政大臣の認可を必要とする、そういう
ふうな三つの制約条項を置いておりま
して、乱に流れないように措置をいた
しております。

○鈴木泰一君 そこで、やはり制約は
いま三つだということもよくわかるの
であります。しかも、事業の範囲そ
のもののについても、私はやはりいろ
いろの制約を持つてゐるんだらうと思
ふのであります。そこで、この「公社の
委託を受けて公衆電気通信業務の一部
を行なうことを主たる目的とする事
業」の「主たる」ということは非常に
あいまいでありますけれども、これは
どういふ仕事をお考へになつておりま
すか。

○政府委員(島山一郎君) 「主たる」と
いうことばの意味の御質問でございま
しょうか。

○鈴木泰一君 と同時に、これはどう
いうことを想定されてゐるのか。その次
の密接な業務も聞きたいと思つており
ます。

○政府委員(島山一郎君) 投資対象事
業といつたしましては、「公社の委託を
受けて公衆電気通信業務の一部を行な
うことを主たる目的とする事業」、こ
ういふのと、もう一つは、「公社の公
衆電気通信業務の運営に特に密接に関
連する業務を行なうことを主たる目的
とする事業」、二種類に分けておりま
すが、具体的にはどういふことかと申

しますと、現実に計画にのぼつており
ますのは、前段の公社の委託を受けて
公衆電気通信業務の一部を行なうこと
を主たる目的とする日本船舶通信株式
会社のみでございします。考えられるも
のといつたしましては、いろいろあるう
かと思ひます。単に考えられるものと
いうことで、具体的に計画にのぼつて
いるわけではございませんが、たとえ
ば現在実験中でございしますベル・ポ
ー・サービスとか、あるいは無線によ
る自動車公衆電話でございしますが、そ
ういったものとか、あるいは電話番号
簿会社とか、そういうものが考えら
れるわけでございします。

○鈴木泰一君 ただいまの三つあがら
れましたが、そういうものが考えられ
るというだけで、いまだ、これに投
資するというふうな具体的な考へは
ないわけでございしますか。

○政府委員(島山一郎君) いまのど
こ、具体的な計画はございせん。

○鈴木泰一君 ベル・ポリーというの
はどういう意味ですか。

○説明員(金光昭君) 簡単に御説明申
し上げます。

ベル・ポリーと申しますのは、大都
市等の無線の基地局をつくりまして、
そこから一定の電波を出すわけでござ
います。そういたしますと、たとえば
町を歩いてゐる人、あるいはビルの中
にいる人でも差しつかへございせん
が、簡単な受信機を、ポケットに入る
くらいのものをいま考へております。
一名、ポケット・ベル・ポリーと申し
ますが、こういうポケットの中へ無線
の受信機を入れております。それが特
定の番号と申しますか、周波数の呼び
出しの選択装置を持つておりまして、

基地局から送られます電波をキャッチ
いたしまして、プザーが鳴る。そのプ
ザーが鳴りますと、自分が呼ばれてい
るということがわかるわけでございま
すから、自分の事務所なり、あるいは
自宅に、もよりの電話から電話かけ
て、何か用があるのかというのを尋
ねるといふことで、外出中でも緊急の
用務等の場合に、本人を呼び出すこと
ができるというところで、アメリカ等
の都市でも現在一部實行しております。
それを日本でも将来やたらどうかと
いうことで、現に電波の伝搬の試験を
いま郵政省の御認可をいただいて実施
いたしております。

○鈴木泰一君 そうすると、そういう
ふうなことはただ考えられるというこ
とで、具体的にベル・ポリーとか、あ
るいは自動車の無線とか、あるいは電
話番号簿とか、そういうものをいま投
資の対象として考へておるというわけ
でございしますね。

○政府委員(島山一郎君) 御質問のと
おりでございまして、いま具体的に考
へておりますのは、船舶通信会社だけ
でございします。

○鈴木泰一君 船舶通信会社のこと
については、私も承知してないわけでは
ないのではありませんが、先般七千万円
の予算が成立しておるわけでございま
す。その七千万円を投資なさるため
に、今度の改正を必要とする、そう解
釈してよろしいわけでございしますね。
○政府委員(島山一郎君) 具体的なも
のとしては、そのとおりでございま
すが、国鉄にも専売にも、やはり一般
的に投資できる条項がございしますの
で、それにならしまして、公衆電気通信
業務の一部を委託を受けて行なつて

事業とか、あるいは公社の公衆電氣通信事務と特に密接な関連のある事業を行なっております事業とか、そういうもののに対して一般的に投資できるような規定を設けようとするわけでございます。

○鈴木恭一君 この七千万円は、今度、日本船舶通信公社が一億円の資本を倍額増資するという事で、そのうちの七千万円を電電公社が負担しようというように私、聞いておるのでありますが、一億円の増資に対して七千万円というのは、相当パーセンテージとしては多いのじゃないか。船舶会社も株主でありまして、港務管理者も株主でありまして、この際、七割を負担しようという事は、どういう関係にあるわけですか。

○説明員(金光昭君) お答え申し上げます。

現在の日本船舶通信株式会社の株主は、いま先生のお話のように、地方公共団体あるいは船舶会社、その他関係の事業をやっておりますような会社が株主になっておりますが、主としてこの船舶会社でございますが、現在、御承知のように、日本の船舶業界というのは非常に不況の状況にございますので、なかなか追加の出資という面につきましても、いろいろな問題があるという事が第一点と、それから今後、新たに沿岸船舶サービスを増強し、日本沿岸全体をカバーするように計画しておりますが、それによって恩恵を受けます船舶会社は、主として小型船舶業者でございます。現在の株主に比べますと、さらに零細な業者が多いわけでございます。そういうところに新規に株を引き受けてもらうというこ

ともなかなか困難でございますので、今回は、倍額増資の一億のうち七割を公社で引き受ける。その他の三割につきましても、既存の株主あるいは新規にサービスを受けます中小の船舶業者等に引き受けてもらうということにいたしました次第でございます。

○鈴木恭一君 従来は港務のサービスであるとか、港務無線の仕事であるとか、あるいは岸壁電話だとかいうことですが、今日でも、沿岸の無線電話でございますか、そういうものはおやりになっておるのであるまいしょうが、最近、電電公社としては、沿岸無線電話のサービスを画期的に行なうというふうなことも聞いておるのですが、この建設計画というものはどんなふうな状況でございますか。

○説明員(千代健君) 現在、船舶とのかの電話のサービスをいたしてありますのは、御案内のように、横浜、東京、清水、四日市、それから堺、大阪、神戸、瀬戸内、そして洞海湾、長崎一五島間、この海域に限られております。それが、昭和三十八年から三年計画で日本の全海域にこのサービスを拡充しよう、したがって、その三年間に、第一年度に十五局の陸上基地を整備いたしました、引き続き今年度十五局の基地を整備いたします。来年度は残りの九局を整備すると、こういつた方法で、まず現在ありますところのものを中心として、太平洋沿岸から九州の西沿岸、こい、主として船の一番ひんぱんに往復します海域をまず初年度にやる。それから、おいおいとそういう以外の残る海域をこの三カ年間にやると、こういうことで準備を進めております。

○鈴木恭一君 三年計画でどのくらいの局になりますか、海岸局が。

○説明員(千代健君) 現在のところ、三十九陸上基地でやる予定であります。

場合によつては、もう一、二局追加しなければその海域をおおえない問題が起るかと思ひますけれども、現在の電波の到達その他のテストで具体的にやりましたところははっきりしておりますが、それ以外は、私どものほうの全国にばらまかれておりますマイクローエープの基地とか、あるいは海岸局の基地と、こういつたところを想定しておりますので、現実の場合に、それをテストした場合に、万が一そういったところに欠ける点がありますと、それを充足する意味で一局とか二局ふえることがあるかもしれません、現在のところ、三十九基地でやる、こういうぐあいに考えております。

○鈴木恭一君 予算の額はどのくらいになりますか。

○説明員(千代健君) 三十八年度は三億九千二百万円でございます。それから、三十九年度が四億五千九百万円、四十年が二億五千万円、トータル十一億百万円と、こういう予算でございます。

○鈴木恭一君 そうしますと、三年計画で約十一億のお金を使って三十九局も海岸局をつくれるわけでございますが、そうすると、この船舶通信公社は、倍額増資して、七千万円投資してやれば、この全海域にそういうサービスができたときでも、いわゆる機器の整備というふうなものはできるわけでございますか。またさらに、将来これを整備するために増資しなければなら

ないというふうな事態も起こり得るのではないかと思うのですが、いかがでございますか。

○説明員(千代健君) いま考えておられる公社の倍額増資、それでこの全海域がやれるかどうかという御質問でございますが、来年度、非常に外部からの御援助等があつて、わりあいに融資というものが期待できるような事態が来れば別でございますけれども、現状をもつていたしますと、この一億の倍額増資をもつて、来年度あるいは再来年度においてさらに増資をしなければならぬ、こういう予想になっております。

○鈴木恭一君 それで、この十一億のお金を使われるわけでございますが、それに対する人件費等も、相当維持費もかかると思うのですが、実際の利用する船舶というものは、どのくらいをお見込みになっておりますか。

○説明員(千代健君) 現在、私どもで専門の方をお願いしてこれの発達調査等いろいろやってみました。それから関係の運輸省、その他御案内の造船の拡充計画、こういつたものも全部参考にいたしまして、ただいま私どもが考えておりますのは、およそ十年後に三千隻になるのじゃないか、ただ、この問題は、非常に現在には少ないものですから、ほんとうにそうなるのかという念を押される場合は、従来いろいろあるわけでございますけれども、私どもの予測が、従来、事、電話に關しましては、いずれの場合も低きに失しておるというふうな点がありまして、従来の考え方と同じような場合でございますので、大体十年後に三千隻になるといひましても、あるいは、そ

れ以上になるといたしましても、大体三千隻は固いところだと、こういつた考え方、いま、ものごとを進めておるところでございます。

○鈴木恭一君 電電公社は広く国民に、ここにもありますとおり、公益性の確保という、国民に公衆通信のサービスを提供するわけでございますから、これがペイするかどうかというふうなことはまず問題の外に考えなければならぬ。ことに、これは私個人の意見でございますけれども、今日は、電電公社としましては、海上の通信サービスに対して少し粗略に扱つてこられたのではないかと、もちろん、それには超短波の開発発展というものが基礎になるわけでございますが、陸上における電話の利用、通信の利用というものと、海上における、ことに沿岸における通信の利用というものは、全く同じ、しかも、海上におきましては、御案内のように、保安通信というものは必要である、人命の安全というものが考えなければならぬというふうなものが、やや等閑に付せられたというふうな感じがあつて、今日、二メガサイクルのいわゆる集団方式と申しますか、漁業無線のような形で、相当の船が自分で海岸局を持つて、自分たちの通信に利用してゐる。しかも、その組合員はほかのほうの組合にも加入して、海岸局も十二あるというふうなことを聞いておりますが、これこそ、私は、いわゆる通信の一元化を阻害するということも考えられる。専用線というものの限度があるのだから、今日、沿岸無線電話というものを、ペイする、しないにかかわらず、公社がこれのサービスに踏み切られた

ということば、私は喜ばしいと思うのでありますが、いまの専用無線等につきましては、どういうふうな郵政省としてはお考えになっているのでしょうか。電波監理局長にお伺いいたします。

○政府委員(宮川岸雄君) 漁業無線以外の、沿岸を航行しております船につきましては、従来、電信電話公社の公衆通信設備がございまして、その中で、そういう沿岸を航行いたします船の通信といたしまして、相当需要があったのでございまして、それに対して、公衆電気通信設備を整備いたしますまでの間におきまして、組合を認めまして、それによりまして、二メガサイクル帯によりましての通信というものを現在までに認めてきておたわけでございます。ただ、何分にも、二メガサイクル帯は波が非常に少ないものでございまして、現在、これ以上船舶数をふやすということはなかなか容易でないでございまして、もちろん、波をふやすというようなことは至難のわざであるわけでございます。そういうわけで、百五十メガサイクル帯という超短波を、今後大いにこれを開発していくべきものと考えまして、このたびの公社の沿岸無線電話といたしましては、この百五十メガサイクル帯を考へていくわけでございます。もちろん、この百五十メガサイクル帯の波は、必要なだけ用意する所存でございますが、これが実際に建設が終わりました通信が開始された場合には、やはり二メガサイクル帯と百五十メガサイクル帯とは、おのずから一長一短もございまして、そういうようなところで、おのず

からその使用のしかた等は違つてまいと思つたのでございまして、そこら辺の実態を見ながら、現在の二メガサイクル帯によりまして、その実情を勘案しながら、できれば漸次沿岸無線電話のほうへ吸収をしていくように指導してまいりたい、こういうふうな考へております。

○鈴木恭一君 最後に一つ。海上は陸上と違ひまして、人命安全の問題があるわけですが、人命安全の保安通信というものは、この場合、どういふふうにお取り扱いになるのか。公衆通信と一緒に取り扱われるものですか。それとも、保安通信というものは、船のこの機械と別に備へつけられるわけですか。

○説明員(千代健君) 私どものほうで用意いたしますものは、一般に海上保安関係で、船舶安全法に基づきます強制船舶、あるいはその他一切の船を網羅して考へております。現在の機器ではそういうことができませんけれども、最近開発した機械には、一般の通信のほかに、わずかなアタッチメントをつけることによつて、保安庁からの指令とか、そういう保安上の通信ができるような準備をいたしました。その利用者である船のほうからお求めがあれば、それをつけて保安上の用も達し得る。もちろん、保安上の、陸上のほうは、海上保安庁が御担当になります。が、それも本年度いろいろ陸上機器の準備をする予算も成立したように聞いております。さしたたは、あるいは大阪、神戸、東京、横浜、こういうようなところでございすけれども、そういう保安専用線関係のことも、保安庁と打ち合せておりまして、もし

それが実現しますと、私のほうの機器で、わずかなものを取りつけることによつて、保安通信もできる。ただ、これは、先ほども申し上げたけれども、通信設備を強制的に船につけようとするのが法律でございまして、けれども、そのあるなしにかかわらず、私どもは全般的にどれでもつけられると、こういう考へ方に立っております。

○鈴木恭一君 非常にこまかい話をし相済みせんけれども、いま一つ。まあ陸上の場合には、簡単に電話機の取りつけという考へが考えられるんですが、これは私お聞きしたいんですが、海上では――岸壁電話などは、これは電話機がいく、臨時加入電話。ところが、船にこの無線機を取りつけるというのは、やっぱり無線局の開設と電電公社とが話をするということになるのか、あるいは、そうじゃなくって、もうその無線機――無線電話の機器というものがすでに、電電公社の移動無線局といふんですか、そういうもので認められておるものでそれを利用すると、こういうことになるんですか。

○説明員(千代健君) いま電波監理局長から、一つの原則をお話しになりましたが、現在の機器でやっております実情は、自営のものがあった一つございす。この分の将来の取り扱い、電波監理局長とも御相談申し上げておりました、あるいは、いまの監理局長のようなお話になるかとも思ひますが、まだ決定いたしておりませんけれども、現在、船舶通信の会社でやっておりますのは、公社自体が免許を受けまして、公社の移動無線局、こういう解

公衆電気通信に關します限り、ただいまの電波の問題につきましては、日本電信電話公社がこれは免許人になるわけでございます。われわれといたしましては、公衆電気通信優先の立場において電波の配分等を考へてまいりたい、こう考へておりますが、この免許人が実際の機器をどういふ形でこれを所有するか、あるいは、これを人から借りるか、こういう点につきましては、公社のほうから御説明があると思ひます。

○鈴木恭一君 自営の場合は、

○政府委員(宮川岸雄君) 現在行なわれておりますような公衆通信組合をつくりましてのものは、これはいままでの二メガサイクル帯の方針によつて免許を、もし波があまりすなばこれをやつてまいりますけれども、ただいまの御質問の自営につきましては、原則といたしましては、やはりそういう公衆通信は、電信電話公社に認めるようにいたしたい、そういうふうな考へております。

○鈴木恭一君 そうなんです。私はちょっとそうでないようにも思ふのだ。

○説明員(千代健君) いま電波監理局長から、一つの原則をお話しになりましたが、現在の機器でやっております実情は、自営のものがあった一つございす。この分の将来の取り扱い、電波監理局長とも御相談申し上げておりました、あるいは、いまの監理局長のようなお話になるかとも思ひますが、まだ決定いたしておりませんけれども、現在、船舶通信の会社でやっておりますのは、公社自体が免許を受けまして、公社の移動無線局、こういう解

積でございます。それから長崎――五島列島間では、あれは九州商船と申しますか、この会社が免許を受けて自営の機器をお持ちになつて、私どものほうと接続契約をいたしましてやっております。なお、御質問にない点でございすけれども、それは客船でございすので、一般の乗客からも使ひ得るようになつて、やはり公衆電気通信契約もあわせて私どものほうが行なつて、乗客の御便宜をはかる、こういうふうな考へになつております。

○鈴木恭一君 そうすると、将来、この船舶無線の施設を借りないで、私は、自営にしていくなか、船が多くなるのじゃないかと想像される。そうした場合には、要するに、接続契約と、それから公衆通信契約ですか、そういうものを結ぶわけですか。

○説明員(千代健君) 先生のおっしゃるとおり、接続契約と、さらに客船のような、多くの人が利用するといふような場合には、公衆電気通信契約といふものを結ぶ、こういうわけでございます。

○鈴木恭一君 わかりました。私の質問は終わります。

○理事(野上元君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にし、これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(第二五四号)(第二五五号)(第二五五二号)(第二五六四号)

(第二五六五号) (第二五七〇号)
(第二五七二号) (第二五七三号)
(第二五七四号) (第二五七五号)
(第二五七六号) (第二五九〇号)
(第二五九一号) (第二五九六号)
(第二五九七号) (第二六一二号)
(第二六一三号) (第二六一四号)
(第二六一四号)

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、鹿兒島県国分市重久地区の電話特別区域を普通区域に変更するの請願(第二五三七号)

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

一、電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願(第二五五〇号)

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(第二五五三号) (第二五七七号) (第二五九五号) (第二六一五号)

第二五五二号 昭和三十九年五月八日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(二通)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第二五五四号) (第二五七八号) (第二五七九号) (第二五九八号)

紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、岐阜県古川電報電話局開局に關し市外電話設備等の存続に関する請願(第二六一八号)

第二五六四号 昭和三十九年五月九日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

一、岐阜県古川郵便局の普通局昇格に関する請願(第二六一九号)

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十五通)
請願者 千葉県夷隅郡大多喜町 長 尾本要三外十四名

第二五二四号 昭和三十九年五月八日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

第二五六五号 昭和三十九年五月九日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(九通)

一、鹿兒島県国分市重久地区の電話特別区域を普通区域に変更するの請願(第二五三七号)

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願(第二五五〇号)

第二五七四号 昭和三十九年五月十一日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十五通)

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(第二五五三号) (第二五七七号) (第二五九五号) (第二六一五号)

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第二五五四号) (第二五七八号) (第二五七九号) (第二五九八号)

第二五七五号 昭和三十九年五月十一日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(九通)

一、岐阜県古川電報電話局開局に關し市外電話設備等の存続に関する請願(第二六一八号)

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、岐阜県古川郵便局の普通局昇格に関する請願(第二六一九号)

第二五七六号 昭和三十九年五月十一日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(八通)

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十五通)
請願者 千葉県夷隅郡大多喜町 長 尾本要三外十四名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五九〇号 昭和三十九年五月十二日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(二通)

一、鹿兒島県国分市重久地区の電話特別区域を普通区域に変更するの請願(第二五三七号)

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(第二五五三号) (第二五七七号) (第二五九五号) (第二六一五号)

第二五九一号 昭和三十九年五月十二日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十三通)

一、郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(第二五五四号) (第二五七八号) (第二五七九号) (第二五九八号)

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

一、岐阜県古川電報電話局開局に關し市外電話設備等の存続に関する請願(第二六一八号)

第二五九六号 昭和三十九年五月十二日受理
有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十五通)

一、岐阜県古川郵便局の普通局昇格に関する請願(第二六一九号)

請願者 千葉県夷隅郡御宿町須賀一六〇ノ四御宿町農事放送農業協同組合長 井上文吉外十四名

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十五通)
請願者 千葉県夷隅郡御宿町須賀一六〇ノ四御宿町農事放送農業協同組合長 井上文吉外十四名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五九七号 昭和三十九年五月十二日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十六通)

請願者 新潟県長岡市西片貝町八六一ノ一栖吉地区農業協同組合長 戸田文司外十五名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二六一二号 昭和三十九年五月十三日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 茨城県新治郡玉里村長 野口一

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二六一三号 昭和三十九年五月十三日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(十七通)

請願者 千葉県長生郡一宮町長 近藤三郎外十六名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二六一四号 昭和三十九年五月十三日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願(二十通)

請願者 奈良県五条市靈安寺町南宇智農業協同組合長 吉井安治外十九名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二六二四号 昭和三十九年五月十四日受理

有線放送電話に関する法律並びに関係法令の改正等に関する請願

請願者 兵庫県川西市市長 小笠原新三郎

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五三七号 昭和三十九年五月八日受理

鹿児島県国分市重久地区の電話特別区域を普通区域に変更するの請願

請願者 鹿児島県国分市長 古江正

紹介議員 日高 広為君

国分市重久地区の電話特別区域を早急に普通区域に変更せられたい、電話自動化についても当局の時宜を得た計画がすみやかに実現するようお願いするとの請願。

理由

重久地区は、もと東襲山村として一村を形成していた所で、地理的にも普通区域と考えられるが、今日まで特別区域に指定されている関係上、普通電話加入には高額の経費を要するため、三十余名の者は加入を希望しながらその負担にたえないので加入することができず、まことに不遇な環境におかれている。これは、地区の発展と住民福祉の面に大きな障害となり、低所得の一因となっている。また、町村合併当初の

関係住民の期待にそえない現状で、市政推進上にも重大な障害を及ぼしているのを市当局においてはこれらの電話通信網がさらに充実拡大されることを渴望している。(地図添付)

第二五五〇号 昭和三十九年五月八日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 石川県羽咋郡富来町酒見入豊西増穂郵便局内 堀田孝造外九十名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二五六六号 昭和三十九年五月九日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 兵庫県加西郡和泉町兵庫和泉郵便局内 志方美太郎外百四名

紹介議員 竹中 恒夫君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二五六八号 昭和三十九年五月十一日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町湯田湯田郵便局内 近藤俊三外五十名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二五六九号 昭和三十九年五月十一日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 長野県更級郡大岡村牧郷郵便局内 小林古寿外百二名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二六二二号 昭和三十九年五月十四日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 島根県能義郡伯太町島根県赤屋郵便局内 野村延外六十七名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二六二三号 昭和三十九年五月十四日受理

電信電話委託業務解除に伴う特定郵便局長の損失に対し特別手当交付に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡藤橋村大字東横山岐阜県藤橋郵便局内 中島金司外五十二名

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第二〇七〇号と同じである。

第二五五三号 昭和三十九年五月八日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(五通)

請願者 高知県中村市上小姓町吉見賢外二十一名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二五七七号 昭和三十九年五月十一日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(五通)

請願者 高知県吾川郡伊野町八田四四〇一 武政菊美外二十五名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二五九五号 昭和三十九年五月十二日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願(三通)

請願者 高知市旭天神町一二小栗峰子外十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二六一五号 昭和三十九年五月十

三日受理

「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」反対に関する請願

請願者 高知県中村市右山 橋本満外二名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二五五四号 昭和三十九年五月八日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 新潟県糸魚川市中浜六六 寺内光枝外千七百二十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二五七八号 昭和三十九年五月十一日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願

請願者 群馬県多野郡吉井町吉井一二三 磐島勝子外三百八十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二五七九号 昭和三十九年五月十一日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市新坂通一〇四 赤間良子外五百

六十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二五九八号 昭和三十九年五月十二日受理

郵便局舎等整備促進法制定に関する請願(三通)

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町一、一七八 中山清人外八百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第二六二八号 昭和三十九年五月十四日受理

岐阜県古川電報電話局開局に關し市外電話設備等の存続に関する請願

請願者 岐阜県古城郡古川町長 布施孫二郎外一名

紹介議員 永岡 光治君

古川電報電話局の設置並びに自動化を推進せられたい。また、その自動化が可搬型交換機による場合でも市外交換、電話加入事務、電報營業事務等が同局で運営されるよう、古川町議会の決議書を添えて要望するとの請願。

理由

古川電報電話局舎の早期建設並びに電話の自動交換促進について陳情中のところ、可搬型交換による自動化が実施される模様であるが、自動化については、町民多年の要望で、一日も早いことを願っているが、可搬型交換による自動改式になると市外交換が高山電報電話局に吸収されることが懸念され、これが実現され

ると、古川電報電話局は小規模となつて、昨年十月低開発地域工業開発地区に指定され、経済活動の活潑化とそれに伴う電話通信施設の利用増加が予想される本町にとつて、地域開発上、まことに憂慮にたえない。

第二六二九号 昭和三十九年五月十四日受理

岐阜県古川郵便局の普通局昇格に関する請願

請願者 岐阜県古城郡古川町長 布施孫二郎外一名

紹介議員 永岡 光治君

古川郵便局の普通局への昇格と、古川町杉崎、沼町及び行真地区の郵便物一日二回集配を早急に実現せられたいとの請願。

理由

古川町は、昨年十月二十一日、低開発地域工業開発地域に指定され、各種工場の誘致のため、その受入れ態勢の万全を期しつつあり、現に大メーカー数社の工場建設も具体化している関係上、今後に予想される経済活動の活潑化に対応して通信施設及びその内容の充実整備が切望されるので、ぜひとも古川郵便局の普通局昇格を要望する。また、昭和三十七年細江郵便局との統合により旧細江局区内の市内地は一日二度の配達地区としてそのまま存置されているのに、その地域に配達する際通過する本町杉崎、沼町及び行真地区の配達は一日一回だけなので、住民からも一日二度配達を要望する声は切なるものがある。

昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局